

日本赤十字社へご寄付をいただくと、 こんなメリットがあります！

税の控除を受けることができます



個人としてご寄付(会費・寄付金)をいただいた場合

区分	所得税の控除	相続税の非課税
寄付の内容	日本赤十字社の事業全般に対するご寄付(「特定寄付金」)	相続または遺贈により取得された財産のうちからお寄せいただいた、日本赤十字社事業全般に対するご寄付
適用期間	ご寄付くださった時期にかかわらず、優遇措置が適用されます。	
措置の内容等	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から、2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	寄付した相続遺産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

法人としてご寄付(会費・寄付金)をいただいた場合

区分	法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金)
寄付の内容	日本赤十字社の事業全般に対するご寄付(「特定公益増進法人に対する寄付金」)
適用期間	ご寄付くださった時期にかかわらず、優遇措置が適用されます。
措置の内容等	<p>法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。</p> <p>■特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入 通常寄付金の損金算入限度額(イ)とあわせて別枠で算出した限度額(ロ)が損金に算入されます。</p> <p>(イ) 通常の寄付金の損金算入限度額 $(\text{資本金額等} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100}) \times \frac{1}{4}$</p> <p>(ロ) 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額 $(\text{資本金額等} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100}) \times \frac{1}{2}$</p>




○損金算入限度額は、その法人の資本金や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。



表彰を受けることができます



※義援金は「国または地方公共団体に対する寄付金」となるため表彰の対象にはなりません。

日本赤十字社の表彰

銀色有功章		一時または累計額が、20万円以上50万円未満の活動資金へのご協力をいただいた場合、寄付者のご意向を確認の上、個人・法人に贈呈いたします。
金色有功章		一時または累計額が、50万円以上の活動資金へのご協力をいただいた場合、寄付者のご意向を確認の上、個人・法人に贈呈いたします。
社長感謝状		金色有功章受章後、一時または累計額が50万円以上の活動資金へのご協力をいただいた場合、寄付者のご意向を確認の上、個人・法人に贈呈いたします。

※個人の銀色有功章及び法人の銀色並びに金色有功章は「盾式」、個人の金色有功章は「勳章式」となります。

国の表彰

厚生労働大臣感謝状		同一年度内(4月～翌年3月の間)に一時または累計額が、個人は100万円以上500万円未満、法人等は300万円以上1,000万円未満の活動資金へのご協力をいただいた場合、寄付者のご意向を確認の上、国に対し授与申請をいたします。
紺綬褒章(状)		一時または分納により、個人は500万円以上、法人等は1,000万円以上の活動資金へのご協力をいただいた場合、寄付者のご意向を確認の上、国に対し授与申請をいたします。

※分納の場合は、初回寄付の前に、予め分納のご意思をお伝えいただく必要があります。

※同一寄付で、厚生労働大臣感謝状と紺綬褒章(状)を同時に申請することはできません。
※国の表彰については、各府省等の推薦に基づき、内閣府による審査を経て、授与が決定されます。